掲 示 第 １５１号

公　　告

保税蔵置場の許可の失効について、関税法第４７条第２項の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和８年１１月４日

長崎税関長　　渡邊　智義

記

１　被許可者の住所及び名称
　長崎県諫早市貝津町１５５０番地１
　株式会社建設機械のマツシタ

２　保税蔵置場の名称及び所在地
　株式会社建設機械のマツシタ　保税蔵置場
　長崎県諫早市貝津町１５８５番地１、２

３　許可の失効の原因
　許可期間満了のため

４　蔵置中の外国貨物の搬出期限
　－

５　許可の失効の年月日
　令和８年１０月３１日